

# 施設の使用制限等の 要請を行う施設一覧

令和3年4月9日作成

京都府

## < 目 次 >

- ・ 京都市内 . . . . . 1 P
  
- (特措法によらない働きかけを行う施設) . . 2 ~ 3 P
  
- ・ 山城・乙訓地域 . . . . . 4 P
- (宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村)
  
- ・ 京都市、山城・乙訓地域以外 . . . . . 5 P
- (福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、京丹波町、伊根町、与謝野町)

施設の使用制限等の要請を行う施設一覧(京都市内)

【期間】 令和3年4月12日0時～5月5日24時

【区域】 京都市内

カテゴリー	対 象	要請内容
飲食店、喫茶店等 ※食品衛生法における飲食営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	飲食店	
	喫茶店(カラオケ喫茶含む)	
	その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設	
遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店	キャバレー	(特措法第31条の6第1項に基づくもの) ・ <u>営業時間短縮(5時から20時)を要請。ただし、酒類の提供は11時から19時</u> ・ 従業員への検査勧奨 ・ 入場者の感染防止のための整理・誘導 ・ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ・ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・ 施設の換気 ・ 7ル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止  (特措法第24条第9項に基づくもの) ・ CO2センサーの設置 ・ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ・ カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー	
	ダーツバー	
	パブ	
	サロン	
	ホストクラブ	
	ディスコ	
	出会い系喫茶	
	カラオケボックス	
	ライブハウス	
お茶屋(お座敷)		

※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・働きかけの対象外

## 特措法によらない働きかけを行う施設

※下記の施設のうち、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設は、特措法に基づく要請対象になります。

カテゴリー	対 象	協 力 内 容
劇場等	劇場	
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
	演芸場	
集会場 又は公会堂	集会場	
	公会堂	
	貸会議室	
	文化会館	
展示場	展示場	
	多目的ホール	
ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る。)	
	旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
運動・遊技施設	体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間短縮(5時から20時)。ただし、酒類の提供は11時から19時まで</li> <li>・開催するイベントは、人数上限5,000人、かつ、収容率50%(大声での歓声等がない場合は100%)とすること</li> <li>・入場者の整理誘導等を行うこと</li> </ul>
	屋内・屋外水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	スポーツジム	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	ゴルフ場	
	ゴルフ練習場	
	バッティング練習場	
	陸上競技場	
	野球場	
	テニス場	
	弓道場	
	マージャン店	
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	
	ビリヤード場	
	射的場	
	囲碁・将棋所	
	テーマパーク	
遊園地		
博物館、美術館又は図書館	博物館	
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	

遊興施設	遊興施設	
1,000㎡を超える広さの物品販売業を営む店舗 1,000㎡を超える広さの サービス業を営む店舗	ペットショップ(ペットフード売場を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間短縮(5時から20時まで)。ただし、酒類の提供は11時から19時まで</li> <li>・入場者の整理誘導等を行うこと</li> </ul>
	ペット美容室(トリミング)	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場	
	古物商(質屋、リサイクルショップを除く)	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物店	
	旅行代理店(店舗)	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)	
	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)	
	スーパー銭湯	
	サウナ	
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)	
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	タトゥースタジオ	
	占い	
	写真屋・フォトスタジオ	
美術品販売		
展望室		

## 施設の使用制限等の要請を行う施設一覧(山城・乙訓地域)

【期間】 令和3年4月12日0時～5月5日24時

【区域】 山城・乙訓地域(宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村)

カテゴリー	対 象	要請内容
飲食店、喫茶店等 ※食品衛生法における飲食営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	飲食店	
	喫茶店(カラオケ喫茶含む)	
	その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設	
遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店	キャバレー	(特措法第24条第9項に基づくもの) ・ 営業時間短縮(5時から21時)を要請。ただし、酒類の提供は11時から20時30分 ・ 従業員への検査勧奨 ・ 入場者の感染防止のための整理・誘導 ・ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ・ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・ 施設の換気 ・ 7カrl板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止 ・ CO2センサーの設置 ・ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ・ カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー	
	ダーツバー	
	パブ	
	サロン	
	ホストクラブ	
	ディスコ	
	出会い系喫茶	
	カラオケボックス	
	ライブハウス	
お茶屋(お座敷)		

※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・働きかけの対象外

## 施設の使用制限等の要請を行う施設一覧(京都市、山城・乙訓地域以外)

【期間】 令和3年4月12日0時～5月5日24時

【区域】 京都市、山城・乙訓地域以外(福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、京丹波町、伊根町、与謝野町)

カテゴリー	対 象	要請内容
飲食店、喫茶店等 ※食品衛生法における飲食営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	飲食店	
	喫茶店(カラオケ喫茶含む)	
	その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設	
遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店	キャバレー	(特措法第24条第9項に基づくもの) ・従業員への検査勧奨 ・入場者の感染防止のための整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・施設の換気 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止 ・CO2センサーの設置 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底 ・カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー	
	ダーツバー	
	パブ	
	サロン	
	ホストクラブ	
	ディスコ	
	出会い系喫茶	
	カラオケボックス	
	ライブハウス	
お茶屋(お座敷)		

※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・働きかけの対象外